

地域維持型で
分担施工明記

J V 準則を改正

国交省 運用基準見直し勧告

国土交通省は11日、中央建設業審議会（会長・石原邦夫、東京海上日動火災保険取締役会長）の総会を開き、地域維持型J Vを盛り込んだJ V準則の改正を了承した。同日付

で、国関係機関や都道府県に競争参加資格登録を始める。改正したJ V準則では、「共同企業体の方式」に地域維持型J Vを追加するとともに、J Vが継続的な協業関係

「共同企業体の方式」に地域維持型J Vを追加するとともに、J Vが継続的な協業関係

を結ぶことや対象工事、構成

員の組み合わせ、構成員の資格など基本的事項を記載した。また、構成員が工事を分担する「乙型」の採用を想定し、準則に初めて「分担施工」の考え方を明記。構成員の資格には、「地域の地形・地質などに精通しているとともに、迅速かつ確実に現場に到達できること」の要件も示した。

月内に国交省が提示する運用通知では、道路事業における道路の新設、バイパス設置、共同溝設置、河川事業の築堤、水門設置、営繕事業の新営工事などは地域維持型J Vの対象とならないことや、当面は構成員数の上限を原則10社程度とすることを記載する予定だ。地域の地形・地質に精通しているなどとした構成員の要件は、本店の所在地や防災協定締結の有無、地元発注工事の受注実績などを想定することも記載する。競争参加資格者名簿への登録には、単体と地域維持型J Vの同時登録が可能となる。

会合の中で畠中薫里政策研究大学院大准教授は、「J Vの構成員が多くなると、瑕疵（かし）の責任の所在が不明になる可能性がある。契約の透明性を確保すべきだ」と指摘。これに対し国交省は「運用通知の標準協定書の中で、（責任の所在についても）しっかりと運用できるように考える」と答えた。

J V 運用基準

中建審総会で改正議決

運用基準見直しを勧告

地域維持型J V導入へ 国交省

国土交通省は、中央建設業審議会の総会を11日に開き、災害応急対策やインフラ維持管理などの担い手となる地域維持型J Vのあり方を位置付ける共同運用基準改正を議決した。同日付で各公共発注者が定めるJ Vの運用基準見直しを各官庁と都道府県に審議会会長名義で勧告した。引き続き月内にも、基準見直しのための具体的な内容を盛り込んだ運用通知を同省名義で発出する予定だ。都道府県など各自治体発注者などの動向次第だが、来年度から地域維持型J Vを契約相手とする地域維持型事業が来年度から順次導入される見通しとなっている。

地域維持型事業をめぐっては、地域建設企業の減少と小規模化ともなう担い手不足が指摘されている。事業の受注が利益に結び付きにくい低採算性の問題も顕著化している状況にある。こうした現状を受け、持続的な担い手確保を目的とした各自治体の入札契約制度の改善が8月の入札契約適正化指針などで位置付けられた。

具体的には、地域維持事業の実施に際し、複数の業務・工区を一括した発注や複数年度にまたがる契約の積極的な活用とともに、包括発注される業務を地域維持事業の実施を目的とした新タイプ

のJ Vに担わせる入札制度の導入を促していく。例えば、省直轄の場合、これまで個別の業務として単年度契約で単体企業と締結していた河川維持と河川巡視の各業務（1件契約金額約5000万円）を複数年契約の河川維持・巡視業務（1件約1億8000万円）として一本化し、包括発注を実施する。

Vと業務契約を結ぶ。あるいは、単年度契約・複数年契約の河川維持・巡視業務（1件約1億8000万円）を一本化し、包括発注を実施する。

同様に市町村の場合も、エリアを細分し発注していた単年度契約の除雪・排雪作業（約1000万円、約3000万円、約1000万円など計15件）を10社程度のJ Vと

管理業務（1件約1億円）に一本化し、10社程度のJ Vと契約を締結する。

単年度契約を結ぶ方式を採用するケースが考えられる。改正運用基準では、J V構成員数の上限を当面原則10社程度で運用開始することや、構成員の組み合わせを、土木工事業の許可を持つ者を最低1社含むこと、土木工事業許可を持つ上位等級の構成員が監理技術者または主任技術者を専任で配置する場合、他の構成

る。構成員の資格は、▽員の配置する技術者の専任は求めない。――などを規定した。近づく運用通知では、運用基準の解釈や資格審査の要領、標準協定書（甲型・乙型の区分、構成員の責任など）、共同体運営指針（施工体制、管理体制など）を盛り込み、改正基準を反映させたJ V制度の運用につな

ぎ、改正運用基準を反映させたJ V制度の運用につな

建設業界

「地域維持型JV」を歓迎

過当競争の抜本対策も必要

11日に開かれた中央建設業審議会（中建審、国交相の諮問機関）の総会では、運用準則が了承された「地域維持型JV」について、建設業界の委員から歓迎する意見が出される一方、地域維持型

JVを導入する要因となっている過当競争への対応も必要だとの声も上がった。

JV方式を構築したことによって求めた。地域維持型JVの構成員数については、「利害

関係の複雑化を避けて、責任の明確化を図るため、（全建として）おおむね5社程度を希望していた。地域の実情に応じた構成員としたことは、適切な処置だ」と述べた。

配置技術者の専任要件の緩和措置にも歓迎の意見を表明した。

全国中小建設業協会（全中、岡本弘会長）の小野徹副会長も、地域維持型JV方式の導入に謝意を示した。その上で、「除雪や維持管理ができたとしても、過酷な競争条件は変わっていない」と指摘。

「監理技術者を必要としないような小規模な一般工事では、地域に精通している業者に過酷な競争を強いることないよう地方（自治体）をご指導願いたい。そうした対応が、地域に業者を残していく一番の地域維持方策になる」と述べた。

このほか、社会保険未加入企業の排除策の問題について、林喬日本電設工業協会会長は「重要な話で評価する」とした一方で、「設備業界は（工期の）最後に（作業が）集中する。そういう場で保険関係のチェックをするのは現実的には難しいこともある」と懸念も示し、「チェックや運営の仕方について、実態に合った効果的なものをお願いしたい」と語った。

全国建設業協会（全建、浅沼健一会長）の伊藤孝副会長は、「地域維持型

が発生した際にはフォロアップをお願いしたい」と実態に合わせて制度を柔軟に運用していく

度

を柔軟に運用していく

を柔軟に運用していく

を柔軟に運用していく

を柔軟に運用していく

を柔軟に運用していく

地域維持型 J V

中建審が運用ルール勧告

国交省、月内に詳細通知

中央建設業審議会（中
建審、国交相の諮問機関）
は11日、東京都内で総会
を開き、災害対応や除雪
などの「地域維持事業」
の実施を条件に地元の中
JV準則の改正は13年ぶ

小・中堅建設業者に結成
を認める「地域維持型 J
V」の運用方法を追加し
た「共同企業体（JV）
運用準則」を了承した。

り。中建審は同日、国や
都道府県などの公共発注
機関に改正準則に準拠し
て各機関のJV運用基準
を見直すよう勧告した。

Ⅱ 2面に関連記事

改正準則によると、地
域維持型JVの形式は甲
型（共同施工方式）と乙
型（分担施工方式）の2
種類。新設・改築に該当
しない災害応急対応や除

雪、修繕、パトロールな
ど地域の維持管理に不可
欠な工事の実施に限定し
て結成を認める。地方業
者の厳しい経営環境に配
慮。JV参加と企業単体
での競争参加資格の同時
登録を認め、専任技術者
の配置要件緩和も規定し
た。特に甲型JVの専任
技術者については、代表
企業だけに監理技術者か
主任技術者の専任配置を
義務付けた。

JVの構成員は「地域
の地形・地質等に精通す
るとともに、迅速かつ確
実に現場に到達できるこ
と」と規定。構成員数は
「地域や対象となりうる
工事の実情に応じて円滑
な共同施工が確保できる
数」とし、土木工事業
（工事によっては建築工
事業）の許可業者を少な
くとも1社含めれば、等
級差がある企業同士の組
み合わせも容認した。

国交省はこれを受け、
各発注機関と関係業界団
体に対し、11月中旬に詳細
な運用通知を発出。準則
の解釈や資格審査の要
領、JVの標準協定書、
JVの運営指針を示す。
構成員数については当
面10社程度を上限とし
て運用するよう求める考
え。複数の種類や工区の
地域維持事業をまとめた
JVを活用するよう促す。